

1. 重要な会計方針

有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成27年1月総務省）に定める評価基準及び評価方法によっています。ただし、地方公営企業が適用される会計については、地方公営企業会計基準によっています。

有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券
償却原価法により計上しています。

② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの
会計年度末日における市場価格に基づく時価法により計上しています。

イ 市場価格のないもの
取得原価を計上しています。

③ 出資金
ア 市場価格のあるもの
会計年度末日における市場価格に基づく時価法により計上しています。

イ 市場価格のないもの
出資金額を計上しています。

有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）
次の会計については定率法を、それ以外の会計は定額法によっています。
交通事業特別会計の建物以外

② 無形固定資産（リース資産を除く。）
定額法（ソフトウェアについては見込利用期間に基づく定額法）によっています。

③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のリース取引を除く。）は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徹収不能引当金
過去の不納欠損実績率により徹収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

リース取引の処理方法

① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金及び出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを資金の範囲としています。

採用した消費税等の会計処理

病院事業、交通事業、水道事業、公共下水道事業、船舶事業の会計を除いて税込方式とされています。

その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については会計規則に規定する重要物品を資産として計上しています。

（重要物品）

ア 購入価額又は評価価額が100万円以上の備品及び動物

イ 二輪車を除く自動車

※美術品は、重要物品と同様100万円以上の場合に資産として計上しています。

※ソフトウェアについては、研究開発に該当しないソフトウェア製作費であって、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものを計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として計上しています。なお、区分が不明な場合は、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

なし

3. 重要な後発事象

なし

4. 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況

鹿児島県信用保証協会 損失補償残高 2,364,120千円

うち財政健全化法の将来負担比率の

算定上将来負担額とした額（貸借対照表計上額） 166,812千円

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

4件 79,397千円（令和2年度末における訴訟金額）

5. 追加情報

対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

土地区画整理事業清算特別会計

地域下水道事業特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

中央卸売市場特別会計
桜島観光施設特別会計
国民健康保険事業特別会計
介護保険特別会計
後期高齢者医療特別会計
病院事業特別会計
交通事業特別会計
水道事業特別会計
工業用水道事業特別会計
公共下水道事業特別会計
船舶事業特別会計

出納整理期間及び会計年度末の計数について

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

表示単位未満の金額について

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	3. 0 %
将来負担比率	37. 3 %